|  |
| --- |
| **令和７年度　大阪府２０世紀美術コレクション魅力発信事業**  **企画提案公募仕様書** |

１　事業名

令和７年度　大阪府２０世紀美術コレクション魅力発信事業

２　事業目的・概要

　　大阪府では、令和５年度より、２０２５年大阪・関西万博を契機に、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府２０世紀美術コレクション」（以下「コレクション」という。）を活用し、国内外に現代美術や大阪の魅力を　効果的に発信するとともに、万博の機運醸成や来場促進、大阪への誘客を図ることを目的に、「大阪府　　２０世紀美術コレクション魅力発信事業」を実施しています。

　　令和５年度に開設した「大阪バーチャル美術館(enoco+)」では、インターネット上でも展覧会を鑑賞　しているような体験ができるバーチャル空間でのコレクション展示（以下「バーチャル展示」という。）やコレクションのデジタルアーカイブを公開しており、令和７年度は、大阪・関西万博の会場内で実施する　　「（仮称）大阪府２０世紀美術コレクション展」（以下「コレクション展」という。）の展示作品をバーチャル　展示に追加することや「コレクション展」と連携した情報の発信等により、さらなる魅力の発信を行います。

「大阪バーチャル美術館(enoco+)」Webサイト：　<https://www.enoco.jp/>

|  |
| --- |
| 【大阪府２０世紀美術コレクションについて】  大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、１９９０年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真など、　約７，９００点の美術作品を所蔵している。  これらの作品は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：enoco）の指定管理者（以下　「ｅｎｏｃｏ指定管理者」という。）が管理・活用を行っており、ｅｎｏｃｏでの企画展のほか、府庁舎や万博　記念公園等、府民に身近な場所での展示や美術館等への貸出業務に取り組んでいる。  　　また、「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」(以下「活性化事業」という。)では、令和６年度より、コレクションの新たな展示場所の開拓や展示場所の整備、大阪・関西万博の会場内で実施する「コレクション展」で展示する作品の選定等を行っている。  なお、大阪府は常設展示を行える美術館を所有しておらず、コレクションの鑑賞については、enocoの貸出業務や活性化事業において、府内各地にコレクションを展示することで、その機会提供を図っている。  (参考)  ○ enoco Webサイト  <https://www.enokojima-art.jp/>  <https://www.enokojima-art.jp/project-enoco/collection/>  ○ 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業  <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/46303/hodo-50392_5.pdf>  （令和６年度・主要事業４）  <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/102685/05shuyojigyo.docx>  （令和７年度・主要事業３）  ○ 大阪・関西万博の会場内で実施する「コレクション展」  場所：ギャラリーEAST  日程：令和７年９月１３日(土曜日)から令和７年９月１５日(月曜日・祝日)まで[予定]  <https://www.expo-osaka2025.com/osakaweek/regular/event/0913_fuminbunka.html> |

３　履行期間

令和７年６月１日(日曜日)から令和８年３月３１日（火曜日）まで

４　委託金額の上限額

19,081,000円（消費税及び地方消費税を含む）

５　委託業務の内容と提案を求める事項

事業の実施にあたっては、enoco指定管理者、活性化事業の受託事業者等と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議したうえで、実施していくこと。

また、大阪・関西万博への来場促進や大阪の魅力発信に対する効果を考慮して取り組むこと。

（１）「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営

令和５年度に開設した「大阪バーチャル美術館(enoco+)」において、すべてのコンテンツを円滑に閲覧できるよう、運営すること。主なコンテンツ及び利用しているシステム等は、下表のとおり。

なお、コンテンツを維持するにあたり、サーバー・システム使用料として、月約８万円の支払いが　　必要である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コンテンツ等 | 利用しているシステム等 | 概要 |
| Webサイト | レンタルサーバー  （さくらインターネット(株)） | ・ OS FreeBSD 13.0-RELEASE-p14 amd64  ・ DNSサーバー: さくらインターネット  ・ セキュリティー：SiteGuard  ・ Webサーバー：Apache/2.4.62  ・ PHP：（8.3.8）  ・ MySQL8.0  ・ サーバー統計処理：AWStates |
| バーチャル  ギャラリー | Matterport  （Matterport社） | ・８つの展示室で、約２００作品をバーチャル空間に展示。  ・展示室内には、鑑賞用の移動ポイントが設定されており、訪問者は自由に作品鑑賞が行える。また、ハイライト機能や自動ツアーを使った鑑賞も可能としている。  ・展示室内の作品は、著作権処理を行ったうえで、高画質な画像を掲載。タグ機能により、デジタルアーカイブの当該作品ページへ遷移が可能。 |
| デジタル  アーカイブ | I.B.MUSEUM  （早稲田システム開発(株)） | ・コレクションの全データは、I.B.MUSEUM（クラウド型作品管理システム）で管理しており、データの一部をAPI連携により、大阪バーチャル美術館の「デジタルアーカイブ」で公開している。 |
| enoco360°VR | 360°VRサーバー  （(株)リコー） | enoco館内の３６０度バーチャル・リアリティ映像を提供。 |
| Instagram | ＳＮＳアカウント | アカウント名：@osakavirtualartmuseum  大阪バーチャル美術館(enoco+)やコレクションに関する情報を発信。 |
| Facebook | ＳＮＳアカウント | ユーザーネーム：osakaVAM  大阪バーチャル美術館(enoco+)やコレクションに関する情報を発信。 |
| X | ＳＮＳアカウント | アカウント名：＠osakaVAMuseum  大阪バーチャル美術館(enoco+)やコレクションに関する情報を発信。 |
| YouTube | ＳＮＳアカウント | アカウント名：@osakaVAMuseum  大阪バーチャル美術館(enoco+)やコレクションに関する情報を発信。 |

1. Ｗｅｂサイトの運営について

（運営保守について）

・ 令和８年３月末まで、原則２４時間３６５日稼動を保証すること（セキュリティ監視及び保守を原則365日行うこと）。

・ 障害や不具合が発生した際は速やかに対処し報告できる体制を整えること。

・ バックアップ機能を維持し、その必要が生じた場合は可及的速やかにデータを復旧すること。

・ 「経済産業省「ＳａａＳ向けＳＬＡガイドライン」や総務省「ＡＳＰ・ＳａａＳにおける情報セキュリティ　　対策ガイドライン」に準拠するなど、サーバーへの不正アクセスの防止やアプリケーション・通信　　などの脆弱性対策など適切なセキュリティ対策を講じること。

・ 著作権確認中などの理由で、公開許可が確認できていない資料等を誤ってインターネットから　閲覧可能な状態に設定しないよう、十分注意して運営すること。

・ 保守に関して、新たに費用負担が発生する場合は、事前に想定される費用等について、大阪府と協議すること。

　（改修について）

・ Ｗｅｂサイトを改修する場合は、長期的・継続的に使用することを前提として実施すること（短期間でしか利用できない機能等は原則、追加しないこと。ただし、協議の上、大阪府が合意した場合は、その限りではない）。

・ 改修後も、少なくとも日英２か国語で問題なく閲覧できるようにすること。また、できるだけ、閲覧　するブラウザが制限されないよう取り組むこと。

・ 原則としてパソコンへ使用・閲覧のための専用ソフトウェアのインストールが必要なものは採用　　しないこと。

・ 新たに追加した機能等については、本事業の終了後、大阪府職員やｅｎｏｃｏ指定管理者の学芸員等が運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス数・ユーザー数の分析等）していけるよう、　　専門知識がなくても理解できる内容で、マニュアルを作成するとともに、必要に応じて、操作説明の機会を設けること。

　　　　（アクセス数について）

・ 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」のアクセス数・ユーザー数の増加に努めるとともに、enoco Ｗｅｂサイトへの誘導を行い、ｅｎｏｃｏ Ｗｅｂサイトのアクセス数について、１か月あたりの平均13,500以上を達成できるよう努めること。（参考：R5年度末実績アクセス数 月平均9,653）

・ アクセス件数の集計や分析を行える仕組みを維持すること。ただし、アクセス件数データは、大阪府においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できることを条件に、大阪府と協議の上、変更を行ってもよい。

（引継ぎについて）

・ ホスティングサービスやドメイン他、各種契約ならびに開発にあたっては、本事業終了時にドメイン及びコンテンツに係わる一切の権限を大阪府に譲渡し他の事業者が継続運営する前提のもと、スムーズに移管、引き継ぎができるよう配慮すること。

・ 履行期間初日（令和７年６月１日(日曜日)を予定）から業務を円滑に実施できるよう、最優秀　　提案事業者として選定された段階で、必要な引継ぎを受けることを求めるものとする。引継ぎ　　期間中に要する最優秀提案事業者の人件費等の費用は、すべて、最優秀提案事業者の負担とする。また、現受託事業者と同様の守秘義務が課せられる。

・ また、本事業が次年度以降も継続することになった場合、次の受託事業者が業務を円滑に実施できるよう、必要に応じ業務の引継ぎを次の受託事業者に実施すること。

②　SNSの運用について

・ 本事業のＳＮＳアカウント（Facebook、Instagram、X）を運用し、少なくとも２週間に１回以上、　情報発信をすること。

・ 投稿する内容は、バーチャル展示を行っている作品や府内各地で展示している作品の紹介等に加え、本事業の目的（万博への来場促進、大阪への誘客）に沿うものを、事前に大阪府と協議の上、決定すること。

・ ＳＮＳを閲覧することで、大阪バーチャル美術館Webサイトの閲覧や実際に展示している作品の鑑賞につながるよう、ＷｅｂサイトのＵＲＬや展示場所へのアクセス等の情報を投稿内容に含めること。

・ 多くの人が検索するハッシュタグ（例えば、#Arｔ、＃Ｅｘｐｏ2025等）を投稿内容に含めるなど、　閲覧者を増やすための工夫を行うこと。特に、万博に関連するハッシュタグは、積極的に活用していくこと。

③ SNS以外の広報周知について

・ 「バーチャル美術館」のチラシを１０，０００部程度、印刷し配布すること。なお、チラシのデザインは、ＷｅｂサイトのＴＯＰページ（「（４）「コレクション展」と連携した情報の発信」に記載している改修後のページ）のデザインをあわせたものを新たに制作すること。

・ 情報発信にあたっては、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方も含め、多くの方の興味・関心を惹き、恒常的に利用者を呼び込めるよう、海外に向けた発信を意識した上で、　　　　効果的な仕掛け・工夫を施すこと。

・ 一般の利用者のみならず、他の美術館等への作品貸出や教育現場での活用など、他機関との　連携が図れるよう、周知をすること。

・ 必要に応じて、大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、相乗　効果を高められるよう取り組むこと。

・ 上記以外でも、適宜、プレスリリースや広報展開を行うこと。

（２）新たな「バーチャルギャラリー」の開設

　　① 「コレクション展」をアーカイブした展示室

・　大阪・関西万博の会場内で実施する「コレクション展」について、会場であるギャラリーEAST　（約３００㎡）を３Ｄスキャンカメラで撮影し、その３Ｄアーカイブを「大阪バーチャル美術館(enoco＋)」の新たな「バーチャルギャラリー」として公開すること。

・　公開する展示作品の画像は、作品毎に撮影を行い、3Ｄウォークスルー内で拡大しても細部まではっきりと見ることできるよう、高画質なものとすること。なお、必要に応じて、「コレクション展」の　会場外でも展示作品の撮影を行う等、限られた時間で確実に必要な撮影が完了するよう、精緻な撮影計画を事前に策定し、大阪府の了承を得ること。

・ 会場の撮影は、大阪・関西万博会場内で実施する「コレクション展」の開催期間で、開場時間外（午後１０時以降、午前９時まで）を想定している。具体的な日程については、契約締結後、大阪府と協議の上、決定すること。また、撮影のために万博会場に入場に係る手続きが発生する。大阪府の指示に従い、必要な手続き（入場者の名簿の提出、搬入機材や車両に係る手続き）の一切を行うこと。

・ 「コレクション展」で掲示した解説パネル等の情報についても、バーチャルギャラリー内で、ストレスなく閲覧できるよう、該当のパネルをクリックすると拡大表示がされる等、鑑賞しやすい３Ｄ空間とすること。

　　　　②　「コレクション展」の関連作品の展示室

・ 「コレクション展」の展示作品の関連する作品（展示作品と同じ作家の作品や同時代に制作された作品等）をコレクションの中から選定し、選定した作品のバーチャル展示を、新たな「バーチャルギャラリー」として公開すること。

・ 「①「コレクション展」をアーカイブした展示室」と　「②「コレクション展」の関連作品の展示室」で合計して１００点が新たにバーチャル展示できるよう、必要な作品数を選定し、この展示室に展示すること。

・ 展示室の制作前に、展示する作品や展示室のレイアウト等を提示し、ｅｎｏｃｏ指定管理者及び大阪府と十分協議の上、内容を決定すること。提示する案については、できる限り複数用意するとともに、検討に十分な時間を確保できるよう、提案時期に留意すること。

・ 展示用の画像は、原則として新たに撮影することとし、撮影にかかる費用は委託事業者の負担とする（撮影場所の費用が必要になった場合を含む）。撮影時期については、ｅｎｏｃｏ指定管理者　及び大阪府と協議の上、実施すること。

・ 立体作品については、立体として鑑賞できるようにすること。対象となる立体作品は、大阪府咲州庁舎をはじめとした府内各地に展示されている作品のうち、その場において撮影が可能なものを選定し、撮影及びバーチャル展示を行うこと。

・ リアルでの鑑賞に近い状態で展示できるよう、作品本来のサイズや色合い等に配慮して展示すること。

・ 展示にあたり、著作権者の許諾等の調整については委託事業者の責任において行うものとし、　　その際、本事業で運営するＷｅｂサイトやＳＮＳの他、大阪府が管理運営するホームページやＳＮＳ、enoco Ｗｅｂサイト等での動画配信、写真掲載をすることについても同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、本事業の委託料から支払うこと。

・ 撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業のＳＮＳやＷｅｂサイトなどでＰＲのために利用することがある。

【留意事項（①②共通）】

・ 展示室内は、現在公開中の「バーチャルギャラリー」と同様に、作品をクリックすることで、デジタルアーカイブへ遷移する仕組みとすること。

・ 作品毎に、バーチャルギャラリーの訪問者が正面から作品を鑑賞できる位置に移動ポイントを　　設定し、あわせて、バーチャルギャラリーの訪問者が操作なしで展示室内の作品を鑑賞できるよう、移動ポイントを巡る自動ツアーを設定すること。

【数値目標】　新たにバーチャル展示を行う作品数：100点（①②合計）

（３）「デジタルアーカイブ」の機能強化

①　掲載する作品画像の追加

・「デジタルアーカイブ」に、現在画像が未掲載となっている作品約１００点の画像を追加して掲載　すること。

・掲載画像は、原則として新たに撮影することとし、撮影にかかる費用は委託事業者の負担とする（撮影場所の費用が必要になった場合を含む）。撮影時期については、ｅｎｏｃｏ指定管理者及び大阪府と協議の上、実施すること。

・ ｅｎｏｃｏの収蔵庫に保管している作品は、同館内の貸室にて、撮影すること。撮影対象の多くは、　大型で複数人でなければ移動ができない作品や撮影にあたり組立が必要な作品なので、美術作品の展示・組立に習熟した作業員を十分な人数手配し、収蔵庫から撮影を行う貸室への作品移動、貸室における作品のセッティング、貸室から収蔵庫への作品移動等を行うこと。なお、撮影を行う貸室の使用料、作業員の手配にかかる費用は、本事業の委託料から支払うこと。また、　　事前にｅｎｏｃｏ指定管理者及び大阪府と打合せを行い、撮影の具体的な内容（撮影時期、移動・組立にかかる時間を想定した撮影順番、撮影場所のセッティング等）を決定すること。

・ 展示中の作品は、展示場所にて移動等を行わずに撮影することを想定すること。撮影時期は大阪府と協議の上、決定するものとするが、作品によっては、撮影可能な日が指定となる可能性があるので、留意すること。

・ 公開する画像のサイズは32,400画素以下にすること（但し、著作権者への許諾を得られる場合はこの限りでない）。

・ 撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業のＳＮＳやＷｅｂサイトなどでＰＲのために利用することがある。

② テキスト情報の登録

　・　現在、「画歴」の項目に登録されてる、各作品のこれまでの展覧会への出展履歴（約5,000件）から、展覧会名を抽出・整理し、I.B.MUSEUMの資料登録機能を用いて、I.B.MUSEUMに　　登録すること。

・ 事前にｅｎｏｃｏ指定管理者と打ち合わせを行い、登録する展覧会の名称等を確認し、展覧会履歴から作品の活用を検討しやすくなるよう、登録内容を調整すること。

・ 上記に加え、コレクションに関する情報でデジタルアーカイブに登録されていない情報については、ｅｎｏｃｏ指定管理者と協議し、可能な限り登録すること。

③ 検索性の向上

　・　デジタルアーカイブの利用者が、データの検索を行いやすくなるよう、必要な改修を行うこと。なお、利用者として、Ｗｅｂサイトの訪問者だけでなく、主にI.B.MUSEUMでデータの閲覧を行う　　　　　ｅｎｏｃｏ指定管理者等の操作性も考慮すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項1】  (１) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営  ・ Ｗｅｂサイトのアクセス数について、目標達成のための工夫を具体的に提案してください。  ・　ＳＮＳの運用について、Ｗｅｂサイトの閲覧や実際に展示している作品の鑑賞につなげるための工夫、投稿の閲覧者を増やすための工夫を具体的に提案してください。  ・ ＳＮＳ以外の広報周知について、国内外の幅広い世代や現代美術に馴染みのない人々の興味を惹く魅力的な手法（広報先・スケジュール・発信内容）を提案してください。  (２) 新たな「バーチャルギャラリー」の開設  ・ 開設する展示室について、現代美術に馴染みのない人々の興味を惹く魅力的な仕掛けや工夫について、具体的に提案してください。  ・ 「「コレクション展」をアーカイブした展示室」の制作について、具体的な手法（撮影機材、撮影の必要時間・人数、鑑賞しやすい３Ｄ空間とするための工夫等）を提案してください。  ・ 「「コレクション展」の関連作品の展示室」の制作について、具体的な手法（展示する作品の　　選定方法、展示室のレイアウト、作品の撮影の方法等）を提案してください。  （3）「デジタルアーカイブ」の機能強化  ・ 作品画像の追加やテキスト情報の登録について、その手法を具体的に提案してください。  ・ 検索性の向上について、改修内容とそれによって得られる効果を具体的に記載してください。 |

（４）「コレクション展」と連携した情報の発信

　　　　① 万博会場内で実施する「コレクション展」における発信

　　　　　・ 万博会場内で実施する「コレクション展」で展示する作品について、　大阪バーチャル美術館Webサイト内で、自分が気に入った作品に投票できる機能を追加すること。

　　　　　・　大阪バーチャル美術館ＷｅｂサイトのＴＯＰページ等を改修し、上記の投票結果を表示できるようにすること。結果は、作品名・作家名等の文字情報だけでなく、作品画像も表示すること。

・ 投票結果は、「コレクション展」の会場内に設置するデジタルサイネージで表示することを想定し、結果を見た人がコレクションや現代美術への興味を抱くよう、表示方法に工夫を凝らすこと。

　　　　② 「万博会場内外で実施する鑑賞促進イベント」に関する情報の発信

　　　　　・ ＷｅｂサイトのＴＯＰページ等を改修し、活性化事業で実施する「万博会場内外で実施する鑑賞　促進イベント」に関する情報（イベントの周遊ポイントや周遊ポイントで展示している作品等）を　掲載すること。

・ 情報の掲載にあたっては、イベントの参加者が、コレクションや現代美術に興味を持ち、万博会場で開催される「コレクション展」や府内各地に展示しているコレクションの鑑賞を行いたくなるよう、工夫すること。

　　　　　・ イベントへの参加者が増えるよう、ＳＮＳの投稿を行う等の広報を行うこと。

　　　　　　　＜「万博会場内外で実施する鑑賞促進イベント」(予定)＞　　※活性化事業において実施

期間：令和７年７月－９月

周遊ポイント：万博会場・enoco・府内の美術作品の展示場所　等

【留意事項】

・ 大阪府では、活性化事業で実施予定の「コレクション展」への来場者及び鑑賞促進イベントへの参加者について、１０，０００人という数値目標を設定している。この目標が達成できるよう、 活性化事業の受託事業者と連携し、必要な情報の発信を行うこと。

・ 適切なタイミングで必要な情報を発信できるよう、活性化事業の受託事業者と十分な調整を 行うこと。大阪府や活性化事業の受託事業者から、上記に係る作業や打ち合わせ等を求め　　　られた際は、真摯に対応すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項2】  ・万博会場内で実施する「コレクション展」における発信に係るWebサイトの改修について、具体的な手法を提案してください。あわせて、投票結果の表示において、閲覧者にコレクションや現代美術への興味を抱かせるための工夫について、記載してください。  ・「万博会場内外で実施する鑑賞促進イベント」に関する情報の発信について、その手法を提案　してください。あわせて、鑑賞促進イベントの参加者を万博会場で開催される「コレクション展」や　府内各地で展示しているコレクションの鑑賞へ誘導するための工夫について、記載してください。 |

（５）効果検証

多くの利用者からの意見を集められるよう、アンケートを実施し、その結果を取りまとめるほか、　　バーチャル美術館における毎月のアクセス数（地域別アクセス数を含む）・ユーザー数、ログイン時間などを分析し、効果検証を実施すること。分析にあたっては、令和５年度から活用しているＡＷＳｔａｔｓ及びGoogle　analyticsを継続して活用すること。また、どの美術作品がよく鑑賞されているかについても把握できるようにすること。

あわせて、他の美術館等で行われている所蔵作品のバーチャル化・デジタルアーカイブ化に関する情報を収集したうえで、今後の事業展開に資するような分析・提案を行うこと。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項3】  ・効果検証を行う手法について、具体的に提案してください。 |

(６) 業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

・各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。

・業務に従事する者のうち、少なくとも１人は学芸員等、現代美術に精通しており、本事業で制作するコンテンツ等、全ての制作物について、事実誤認がないかを精査する能力を有する者とすること。　　なお、現代美術に関する知識を有することで効率的に実施できる業務があるため、該当者は複数人であることが望ましい。また、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、法令を遵守し、委託　　事業者で適切に対応すること。

・公開後も必要に応じ、掲載するコンテンツや機能等を拡充していくこと。詳細のスケジュールに　　　　ついては、大阪府と協議・調整を行うこととする。

・同種又は類似業務（美術作品等のバーチャル化・デジタルアーカイブ化）の実績がある場合は、　　過去（令和２年４月１日以降）の実績について示すこと。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項4】  ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。  ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案してください。  ・令和２年４月１日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務（美術作品等の　バーチャル化・デジタルアーカイブ化）の実績がある場合にはその詳細が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。 |

≪留意事項（共通）≫

　・本事業の実施にあたり、利用者から参加料は徴収しないものとする。

　　・コレクションの取扱いは、破損等が生じないよう、細心の注意を払うこと。

・情報発信にあたり、ＳＮＳの活用等で著名人等に出演の依頼を行う必要が生じた時は、肖像権及び　著作権に関する調整についても委託事業者の責任において行うものとし、その際、本事業で運営するＷｅｂサイトやＳＮＳの他、大阪府が管理運営するホームページやSNS、ｅｎｏｃｏ Ｗｅｂサイト等での　　　動画配信、写真掲載をすることについても同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、本事業の委託料から委託事業者が支払うこと。

・令和７年６月分のサーバー・システム使用料等、本事業期間にかかる費用（８万円程度）について、　前受託事業者から請求を受けた場合、その費用については大阪府及び前受託事業者と協議の上、　精算すること。

・委託事業者は、本事業終了後においても、公開するバーチャル美術館のコンテンツに契約不適合が　発見された場合には、速やかに大阪府の指示に基づき、これを訂正・改修しなければならない。なお、これらに要する費用は委託事業者の負担とする。

６　成果物の納入とその時期

　　本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。②以外の成果物については、紙媒体１部及び電子データを納入すること。②については、紙媒体の納入部数を事前に大阪府と協議の上、決定し、その部数と電子データを納入すること。

なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成　果　物 | 内　　　　容 | 納入時期 |
| ①　業務実施計画書 | 業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を　　事業実施計画としてまとめたもの | 契約締結日後  １４日以内 |
| ② マニュアル | 新たに追加した機能やその利用方法等をまとめたマニュアル | システム実装時及び  令和８年３月１９日  （木曜日）まで |
| ③ 業務実施報告書 | 事業の実施経過、実施結果、アクセス数・ユーザー数、本事業が掲載された記事や放送動画、WebやSNS等で取り上げられた情報等、実績をとりまとめた報告書（著作権に留意） | 令和８年３月１９日  （木曜日）まで |
| ④ 効果検証の報告書 | アンケート結果等を踏まえた効果検証 | 令和８年３月１９日  （木曜日）まで |
| ⑤ 業務完了報告書 | 業務を完了したことが記載されたもの | 令和８年３月３１日  （火曜日） |
| ⑥ 収支精算書 | 業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付 | 令和８年３月３１日  （火曜日） |

７　委託業務の一般原則

(1)　委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失

し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した　手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、　適切な措置を講じること。

（２）業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子　　データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。

（３）委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。

（４）委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に　　実施するものとする。

（５）業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

（６）再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

８　権利義務の帰属

(1)成果品の帰属等

・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て大阪府に帰属する。

・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページやＳＮＳアカウント等において掲載する。

(2)著作権及び個人情報の保護等について

・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、バーチャル美術館で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

９　経費の取扱い

(1)委託事業者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

　 (2)本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。

(３)大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて

　　調査することができる。

(４)委託事業者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の　　確認を受けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

１０　その他

(1)委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(２)見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(３)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことを　　もって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(４)全ての証拠書類は業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

(５)個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人　情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守　する旨の誓約書を提出させること。

（６）委託事業者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。業務の進捗については、日常的な報告に加え、毎月１０日までに前月の事業実施状況を書面で次の項目に関して報告すること。（報告様式は別途協議）

・業務内容（バーチャル美術館の運営、「バーチャルギャラリー」の開設、「デジタルアーカイブ」の　　機能強化、「コレクション展」と連携した情報の発信）に関する進捗状況

・アクセス数（地域別アクセス数を含む）・ユーザー数、ログイン時間等の集計・分析

・その他課題・問題点等

（７）委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の　　抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

（８）大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

（９）紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

（１０）業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。

(１１)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。